

給排水設備工事等電子申請システム構築及び

運用・保守業務委託

公募型プロポーザル実施要領

横須賀市上下水道局技術部給排水課

令和6年2月

1 件名

給排水設備工事等電子申請システム構築及び運用・保守業務委託

2 背景と目的

横須賀市では、上下水道局技術部給排水課が窓口となり、横須賀市内における給水装置工事及び私設下水道施設工事に関する工事や、公共下水道の施設に関する工事等（以下「自費施行工事」という。）の申請を受付けている。

申請手続きについては、給排水課窓口で直接申請書類一式を受領することにより申請を受け付け、紙媒体により出力された工事図面をもって工事内容の審査及び検査業務を行っているが、DX推進の取組みの一環として、インターネット回線を利用した電子申請を可能とすることにより、業務の改善及び市民サービスの向上を目指している。

今回の業務委託は、インターネット回線を利用する工事事業者と LGWAN 回線を利用する横須賀市の双方が、円滑に連絡や書類の送受信を行うことを可能にした電子申請システムの構築及び運用を目的とする。

3 提案内容

- (1) 給排水設備工事等電子申請システムの構築業務の提案
- (2) 給排水設備工事等電子申請システムの運用・保守業務の提案

※内容の詳細は別紙仕様書及び機能要件一覧による

4 履行期間

- (1) 給排水設備工事等電子申請システムの構築

契約日から令和7年3月31日まで

- (2) 給排水設備工事等電子申請システムの運用・保守

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間。

ただし、契約は単年度契約とし、本市及び受注者双方が合意した場合は、次年度も随意契約することができる。この場合において、契約内容は前年度と同条件（同単価）を原則とするが、システムの改善及び市民サービス向上のため、仕様の見直しや契約金額の変更について協議することができる。

※本契約に係る予算が本市議会で承認されなかった場合、契約は締結しない。

5 履行場所

受注者の事業所内ほか。

6 事業費（上限額）

項目		上限額（税込）	
1	給排水設備工事等電子申請システムの構築に係る費用	令和6年度	33,066,000円
2	給排水設備工事等電子申請システムの運用・保守に係る費用	令和7年度	8,116,000円
		令和8年度	8,116,000円
		令和9年度	8,116,000円
		令和10年度	8,116,000円
		令和11年度	8,116,000円
合計		73,646,000円	

7 担当課

横須賀市上下水道局技術部給排水課

住 所：〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地
(横須賀市役所本庁舎1号館8階)

電 話：046-822-8623 (直通)

FAX： 046-821-4611

E-mail：wsd-ws@city.yokosuka.kanagawa.jp

8 参加資格

- (1) 横須賀市競争入札参加有資格者として登録されていること。
- (2) 横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 提案するシステム、または給排水一体型で同程度の機能を有するシステムを、他事業者（給水人口20万人以上）に導入した実績を有すること。

【備考】「横須賀市電子入札システム」が令和6年3月で運用を終了するため、本業務の受託事業者は、令和6年4月以降の契約手続きについては「かながわ電子入札共同システム」で、横須賀市の認定を受ける必要があります。

9 事業者選定

・参加資格審査

参加申込をした事業者が、参加資格を満たしているか審査する。

・選考方法（提案評価及び価格評価）

参加資格審査に合格した事業者からの提案書とプレゼンテーション内容及び見積価格について、「15. 評価基準・評価方法等」に示す基準のとおり評価を行い、候補事業者を決定する。

・最終協議

候補事業者と詳細な業務の内容及び契約条件について協議し、契約締結事業者を決定する。

10 募集から契約締結までのスケジュール

番号	内容	期日・期間
1	公募開始	令和6年2月22日（木）
2	質問書の受付	令和6年2月22日（木）～3月7日（木）
3	質問書に対する回答	令和6年2月22日（木）～3月11日（月）
4	質問書に対する回答結果の公開	令和6年2月22日（木）～3月11日（月）
5	参加申請書の受付	令和6年2月22日（木）～3月14日（木）
6	資格審査結果の通知	令和6年3月15日（金）
7	企画提案書の提出	令和6年3月15日（金） ～令和6年4月4日（木）
8	プレゼンテーションの実施	令和6年4月11日（木）
9	最終選考結果の通知・公表	令和6年4月12日（金）
10	候補事業者との協議	令和6年4月12日（金）～4月18日（木）
11	委託契約締結	令和6年4月19日（金）

11 質問書の受付及び回答

- ・本プロポーザルの実施及び本業務委託の仕様書等に関して質問がある場合は、質問書（様式4）を「7. 担当課」に記載のメールアドレスに電子メールで送付すること。
- ・令和6年3月8日（金）までに質問事項と回答内容を取りまとめた回答書を、質問書を提出した者すべてに電子メールで回答し、本市ホームページに掲載する。ただし、公正なプロポーザル実施の観点から質問者の事業者名は非公開とする。
- ・指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は受付しない。
- ・質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務担当から電話等で確認を行うものとする。

12 参加申請書の受付

・提出方法

担当課に持参または郵送により提出すること。ただし郵送の場合は、本市への送達が証明できる書留等によるものとし、提出期限の前日の消印を有効とする。

・提出書類

参加申請書（様式1）

会社概要関係書類

- ・事業概要調書（様式2）
- ・登記簿謄本
- ・他事業体への導入実績を示した資料（任意様式）
- ・貸借対照表、損益計算書を含む決算状況が確認できるもの（任意様式）

・提出期限

令和6年3月14日（木） 17時

・提出先

横須賀市小川町1-1番地 横須賀市役所8階

横須賀市上下水道局技術部給排水課

・資格審査

参加申込者から書類をもとに、横須賀市上下水道事業管理者が審査を行う。

なお、参加申込者から提出された書類で資格を審査できない場合、管理者は期限を定めて書類の追加提出を求めることができる。

・審査結果通知

審査の結果、参加申込者には令和6年3月15日（金）に、資格審査結果通知書を発送する。

13 企画提案書及び見積書の提出

・提出方法

必要書類の電子データを格納した電子媒体（CD-R等）を担当課に持参、または郵送により提出すること。ただし郵送の場合は、本市への送達を証明できる書留等によるものとし、前日消印のものまでを有効とする。

・提出期限

令和6年4月4日（木）

・提出先

横須賀市小川町1-1番地 横須賀市役所8階

上下水道局技術部 給排水課

・提出書類

別紙「企画提案書類等作成要領」に基づき作成すること。

- ・その他

提出後の提案書類の差し替え及び再提出は原則認めない。

提出書類は返却しない。

提出書類は事業者選定に必要な範囲において、複製を作成することがある。

提出書類は事業者選定の目的以外には使用しない。

企画提案書を除く提出書類は、上下水道事業管理者の所管に係る横須賀市情報公開条例施行規程に基づき公開する場合がある。

14 プレゼンテーションの実施

評価者から提案者に対し、提出された企画提案書に対する補足説明を求めるとともに、質疑応答を行うためにプレゼンテーションを実施する。

- ・実施日時

「10 募集から契約締結までのスケジュール」に示したスケジュールのとおり

- ・実施場所

横須賀市役所 7階 上下水道局 A 会議室（横須賀市小川町 11）

- ・その他

プレゼンテーション形式は自由形式とする。

プレゼンテーションの内容については、必須機能要件に関することを中心に行うこと。

プレゼンテーションの時間は各提案事業者 30 分以内とし、終了後 30 分程度、企画提案書を含む提案の内容について、選定委員会委員からヒアリングを行う。

プレゼンテーションに出席できる人数は、各提案事業者 3 名までとする。

※プレゼンテーションはプロジェクト責任者が実施し、出席者は実際の業務に携わる人員を含むことが望ましい。

プレゼンテーションに使用する機器について、電源、モニター（HDMI 接続）、机、椅子は上下水道局で貸与する。その他の機器（パソコン等）については、提案事業者が準備すること。

15 評価基準・評価方法等

企画提案書及びプレゼンテーションにより、給排水設備工事等電子申請システム構築及び運用・保守業務受託事業者選考委員会設置要綱により設置した、給排水設備工事等電子申請システム構築及び運用・保守業務受託事業者選考委員会が審査する。

評価配分については、機能要件評価 75 点、提案総合評価 25 点の計 100 点満点とする。

・必須機能要件及び最低基準点の設定

必須機能要件一覧（仕様書別紙 4）に定める機能のうち、1 項目でも満たさない場合は不合格とする。

また、最低基準点を 100 点中 65 点とし、選考委員のうち 1 人でもこれを満たさない場合は不合格とする。

・候補事業者の決定

最低基準点を満たした者のうち、以下を合格者とする。

（1）最も得点の高い者

（2）最も高い者の得点に 0.9 を乗じて得た数以上の得点の者

合格者確定後、事前に徴収する見積書により見積り合わせを行い、最も低い見積金額を示した事業者を候補事業者として決定する。

なお、見積金額が同額の場合は、以下の順で候補事業者を決定する。

（1）得点が最も高い者。

（2）年度毎の保守金額が低い者。

（3）神奈川県内に導入実績を有する者。

（4）本社・営業所の所在地が本市に近い者。

16 最終選考結果の通知

令和 6 年 4 月 12 日（金）までに、自己の結果のみを提案者に対し文書（様式 8）で通知する。

17 最終選考結果の公表

令和 6 年 4 月 18 日（木）に、本市 HP にて結果を公表する。

18 委託契約締結

候補事業者の決定後は、令和6年4月12日（金）～4月18日（木）に候補事業者より正式な見積書を徴し、詳細な業務の内容及び契約条件について協議し、双方合意のうえ契約を締結する。

交渉が不成立の場合には、次点以下の事業者と交渉を行い、契約を締結するものとする。

19 参加辞退

本プロポーザルの参加申請書を提出した後、参加を辞退する場合には、参加辞退届（様式6）を電子メールで提出すること。

20 失格事項

提案事業者が次のいずれかに該当した場合、選考委員会において審議のうえ失格とする。

- （1）選考期間中及び委託契約締結までの間に、「8. 参加資格」に定める要件を欠いた場合。
- （2）参加申込書類及び提案書類等に虚偽の記載をした場合。
- （3）ほかの事業者と参加の意思や提案の内容について相談した場合。
- （4）プレゼンテーションを欠席した場合。
- （5）候補事業者決定日（4/12）までに、かながわ電子入札共同システムにおいて、横須賀市の認定を受けなかった場合。
- （6）その他、選考委員会において不適切と認めた場合。